

●国保の届け出は、市役所市民課・国保年金課または各総合支所地域振興課の窓口へ

区分	どんなとき	手続きに必要なもの	窓口
国保に入る	職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失連絡票、離職票など)、職場の健康保険の被扶養者から外れたことの証明書、年金手帳(60歳未満の方)、年金証書(60歳以上65歳未満の方でお持ちの方)	市民課・各総合支所地域振興課
	子どもが生まれたとき	印鑑	
国保をやめる	職場の健康保険に入ったとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、国保証および職場の健康保険証(国保をやめる方全員の分)、高齢受給者証(70歳以上75歳未満の方)	市民課・各総合支所地域振興課
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、国保証	
その他	国保証を紛失したり、汚れて使えなくなったりしたとき	印鑑、使えなくなった国保証、届け出をする人の本人確認資料(運転免許証など)	国保年金課・各総合支所地域振興課
	退職者医療制度に該当したとき	国保証、年金証書	
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	国保証	
	修学により他市区町村に居住するとき(㊟保険証の交付)	印鑑、国保証、学生証の写しまたは在学証明書(入学前の方は入学許可証または合格通知書)	
	㊟保険証に該当しなくなったとき	印鑑、㊟保険証、卒業証明書または新しく加入した職場の健康保険証	

◆世帯に重度心身障がい(児)者医療の該当者がいる場合は市福祉課、また子育て支援医療・ひとり親家庭等医療の該当者がいる場合は市子育て支援課での手続きも必要な場合があります。各医療証を持参してください。

●国民年金の届け出は、市役所国保年金課・各総合支所地域振興課の窓口へ

どんなとき	手続きに必要なもの
離職などにより厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき	印鑑、資格喪失日の分かる書類(資格喪失連絡票、離職票など)、年金手帳
配偶者の扶養から外れたとき	印鑑、扶養から外れた日の分かる書類(資格喪失連絡票など)、年金手帳

◆年金を受給している方で、住所異動の届け出をした方は、別途届け出が必要な場合があります。

◎受付時間を延長します

3月から4月は、市民課や各総合支所の窓口が大変混み合います。待ち時間が長くなる場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。また下記の通り、一部業務の受付時間を延長しますので、利用してください。

期間／3月27日(金)～4月6日(月)(土曜・日曜日を除く) ▶ **受付時間**／午後7時まで ▶ **場所**／市民課窓口(各総合支所の時間延長はありません) ▶ **受付業務**／住所異動の届け出(転入届、転出届、転居届、世帯変更届)、各種証明書の交付(戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録と印鑑証明、所得証明(未申告のものは除く)) ▶ **その他**／住所異動の届け出に伴う国保、国民年金、後期高齢者医療や児童手当などの諸手続きも、担当窓口で受け付け可能

◆パスポートの申請・交付、住民基本台帳カードの発行、公的個人認証の受け付けはできません。

◆出生や婚姻など戸籍の届け出は夜間受付(地下当直室)での受け取りのみとなります。

住所異動の届け出や各種届け出は忘れずに

- お問い合わせ／市民課住民係 ☎26-5723、市福祉課地域福祉係 ☎26-5731、市介護保険課介護認定係 ☎26-5732、市国保年金課国保係 ☎26-5727、市国保年金課国民年金係 ☎26-5728、各総合支所地域振興課

●住所異動の届け出は、市役所市民課・各総合支所地域振興課の窓口へ

届け出を忘れると、法により罰せられることがあります。学生などが、アパート・下宿・寮などに住む場合も届け出が必要です。また里帰り出産、海外から一時的に帰国した場合など住所異動する必要のないケースもありますので、窓口で確認してください。

区分	届け出期間	手続きに必要なもの
転入届 (他市区町村から本市に住所を移したとき)	住み始めた日から14日以内(住み始める前の届け出はできません)	印鑑、前住所地の市区町村が発行した転出証明書、年金手帳(国民年金加入者のみ)、住民基本台帳カード
転居届 (本市内で住所を移したとき)		印鑑、国民健康保険証(以下「国保証」)、重度心身障がい(児)者医療・子育て支援医療・ひとり親家庭等の各医療証など、住民基本台帳カード
転出届 (他市区町村に住所を移すとき)	引っ越しのおおむね14日前から引っ越しをする日まで(事前に届け出ができない場合は引っ越しをした日から14日以内)	印鑑、印鑑登録証、国保証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、重度心身障がい(児)者医療・子育て支援医療・ひとり親家庭等の各医療証など、住民基本台帳カード
世帯変更届 (世帯主変更や世帯分離、世帯合併をするとき)	変更のあった日から14日以内	印鑑、国保証、重度心身障がい(児)者医療・子育て支援医療・ひとり親家庭等の各医療証など

- ◆代理人が届け出をするときは、代理人の印鑑と本人の委任状が必要です。
- ◆住所異動の届け出をする方(届け出代理人も含む)の本人確認が必要です(詳しくは下記参照)。
- ◆外国人住民の方の住所異動の届け出には、在留カードまたは特別永住者証明書の提出が必要です。新規に入国し、在留される方は、パスポートの提示が必要です。
- ◆住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出する前に市民課または各総合支所地域振興課へ転出届を郵送しておき、住民基本台帳カードを引っ越し先の市区町村の窓口へ提示し転入届を行うと、窓口での届け出が一度で済む特例制度があります。詳しくは、市民課または各総合支所地域振興課へ問い合わせてください。

◎本人確認資料の提示に協力をお願いします

なりすましや不正請求を防止するため、本人確認が法律で定められています。戸籍の届け出、住所異動の届け出、各種証明書の請求をする際は、本人確認ができる書類を持参してください。

【本人確認ができる書類】

次の①の書類の場合はいずれか1つ、②の書類の場合は2つ必要です。

- ①官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書などで顔写真付きのもの(顔写真のある住民基本台帳カード、旅券、運転免許証など)
 - ②官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書などで顔写真のないもの(健康保険の被保険者証、年金手帳、各種年金証書、顔写真のない住民基本台帳カードなど)
- ◆官公署発行以外のもの(本人の名前の記載のあるキャッシュカード、診察券など)と、②のいずれか1つの組み合わせでも可。